

政令第二百四十六号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令

内閣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第百五条第三項及び消費税法（昭和六十三年法律第八十号）第五十七条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正）

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二十七条の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第三項（同条第九項）を「第二十七条の七第三項（同条第十項）に、「第二十七条の十七第二項（同条第六項）を「第二十七条の十五第二項（同条第七項）に改め、「地域旅客運送サービス継続実施計画」を削る。

(道路運送法施行令の一部改正)

第二条 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「路線を定めて行うもの以外のもの(以下「不定路線事業」という。)」を「不定路線事業」に改め、同項第三号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第四号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

(道路運送車両法施行令の一部改正)

第三条 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表の上欄中「第二十七条の二十第七項」を「第二十七条の十八第七項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)」に改める。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第四条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第十六号中「第九条第六項第三号」を「第九条第七項第三号」に改める。

(消費税法施行令の一部改正)

第五条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第七十条の十一第二号中「運賃及び料金が」を「運賃等(同項に規定する運賃等をいう。以下この号において同じ。)又は同条第三項の規定により定められた運賃等が」に改める。

附 則

この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。

理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。